

会長声明

札幌司法書士会では、いわゆる「貧困問題」への取り組みとして、社会問題対策委員会を設置して、路上生活の人々などに対する炊き出しや社会保障制度に関する相談会等を継続的に行うなど、生活困窮者の支援活動を行っている。日本の相対的貧困率（国民の所得分布の中央値の半分で、2012年は122万円未満である状態）は16.1%、（2009年で10.1%）であり、今や貧困は、一部の人々の問題ではない。

今般、神奈川県小田原市の生活保護担当部署の職員が「保護なめんな」とローマ字で書かれたロゴをつけ、背面に「不正受給を許さない」という趣旨の英文等をプリントしたジャンパーを着て生活保護利用者宅を訪問していたとの報道がなされた。

もちろん不正受給が許されるものでないことは言を待たないが、その割合は0.5%（金額ベース：日本弁護士連合会資料による）であり、ほとんどの受給者は適正に生活保護を利用している。今般の各種報道が事実であれば、生活保護行政に携わる職員としての態度が、生活保護手帳前文にも掲げられているような、本来利用者の立場を理解し、その自立助長を図るため、よき相談相手となるよう努めるべきという、生活保護実施の態度に適合していたか疑問である。

また、当該職員の自宅訪問を受けた生活保護利用者にとって、生活保護を利用しているという機微情報ともいえる個人情報を隣人に知られる可能性があり、職務上知りえた秘密を守る事を定めた地方公務員法第34条に抵触するおそれもある。

今回の事件は、生活保護受給者に対する偏見が社会に根強く残っていることを表すものであり、行政に対し生活保護制度の適正な運用を要望すると同時に、経済的に困窮し最低限度の生活が脅かされた市民が、生活保護申請を躊躇するような事態が無いよう、適切な配慮を強く望むものである。

札幌司法書士会としては、今後も社会に生活保護利用者に対する正しい理解が深まるよう努め、社会問題の啓発活動等に鋭意取り組む所存である。

平成29年1月23日

札幌司法書士会会長 猿田史典